

本工 男 最高月収 一三〇一
 女 四三〇一 最低 二八〇一 平均 八三〇一
 臨時工 男 八三〇一 五三〇一 六三〇一

(1) 退手制度並ニ福利施設ノ有無
 退手法ニ因ル退手制度アリ 福利施設ナシ

(10) 事業主団体 ナシ

四 労働者側

(1) 争議参加者 前記従業員ノ内本工男二一五名女四
 臨時工三〇 合計 二四九名

(2) 組合関係 参加者全員全評関東及学労働組合ニ加盟ス

(3) 應援関係全評関東地方評議会

五 発生原因

去ル四月二十七日従業員ヨリ日給四十銭値上ノ口頭嘆願アリタルニ對シテ會社ハ五月七日男工十五銭女工十銭(以上臨時工ヲ含ム)ノ日給値上ヲ為セシ事ハ既報(罷工五六日毎早九時)ニシテ

ノ通りナルカ會社ニ於テハ最近全評関東及学小松川第一支部ノ行動ヲ動モスルト會社ニ對シテ威圧的ナルニ憤慨シ之ヲ牽制スルタメ支部長矢ノ目文七外二名ニ對シテ出勤停止ヲ命ジタルニ因ル

六 経過

(1) 出勤停止状況

會社ニ在リテハ清水夜次郎氏ノ目文七仲茶左衛門ノ三名ヲ支部擴大ノタメ最近臨時工ニ對シ組合加入ヲ積極的ニ勧誘セシ事實ヲ発見其ノ行為ハ就業規則第五十八條(就業規則第五十八條 事業主者シテ有善ニ宣傳スル行為アリト認ムル場合審議會ヲ依リテ一時的停止スルヲ可シ)ニ該當スルモノナリトシ五月九日右三名ニ對シ別記(一)ノ出勤停止通知ヲ發セリ

(2) 組合状況

右三名ノ出勤停止ヲ受領セル組合側ニ在リテハ今日急遽支(3)